

中野労基だより

発行所

一般社団法人中野労働基準協会

中野市大字中野 1863 - 1

TEL 0269 - 22 - 2255

編集兼発行人 山田 雄一

令和5年度 年末年始無災害運動

実施期間 12月1日から1月15日

標語 健康と安全で 幸せつなぐ年末年始

新年あけましておめでとうございます

年頭のあいさつ

一般社団法人 中野労働基準協会会長 半谷雅典
(前田鉄工所 代表取締役社長)



謹んで新春のあいさつを申し上げます。

昨年中は、当協会の業務運営に格別のご支援、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

新型コロナが「5類」にな

り初めての新年を迎えることとなります。

当協会の昨年行事は、概ね計画どおりに進めることができました。これもひとえに会員事業所、中野労働基準監督署、各労災防止団体等の皆様からのご支援の賜物と深く感謝しております。

さて、昨年までのホームステイにより、業績があがった事業所または業績が減少した事業所、業績に変化がなかった事業所、様々であったことと存じますが、今後は、アフターコロナにより通常の日々が戻って、経済活動も正常化に進むことが見込まれ、このことにより人手不

足による人件費の上昇が見込まれるところ

です。
このような時期は、労働災害が発生する可能性が高くなります。中野労働基準監督署管内の労働災害発生状況によると令和5年の労働災害状況は、例年とほぼ同様で推移しているところですが、ますます労働災害防止に向けての努力が必要と考えております。

このような中で、当協会は、会員企業の労務管理の改善、労働災害の防止及び勤労者の福祉の増進等にお役に立てるよう、各種事業の推進に取り組んでまいりますので、一層のご支援、ご協力をお願いいたします。

結びに、会員事業所の皆様にとって、この一年が新たな発展と飛躍の年でありますようお祈り申し上げ、年頭のあいさつとさせていただきます。

目

次

年頭のあいさつ(半谷 会長)	1	中野労働基準監督署からのお知らせ	3
年頭のあいさつ(中野監督署長)	2		

年頭のご挨拶 中野労働基準監督署 署長 青木隆広



新年、明けましておめでとうございます。一般社団法人中野労働基準協会の会員事業場の皆様におかれましては、旧年中も当署の業務運営に対し、格別のご理解、ご協力を賜りましたこと、厚く御礼申し上げます。

昨年を振り返りますと、何をおいても印象深いのは5月8日に新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針が廃止されたことでしょうか。

それまで3年以上要請されてきた様々な自粛からとうとう解放され、すがすがしい気分だったのを今でも覚えております。

以後、停滞していた世の中が動き始めました。商業施設や観光地には賑わいが戻り、コロナ前同様、外国人観光客も多くみられるようになりました。公共交通機関や高速道路の利用者も大きく増えたと聞いています。

一方、ガソリン価格や原材料費が高騰し、事業の維持や拡大のため求人を出しても人が集まらないといった新たな難題が出現しているのも事実です。

私ども労働基準行政では、令和5年度を初年度とする第14次労働災害防止計画がスタートした年でもあります。この計画は労働安全衛生法の規定により厚生労働大臣が策定するもので、5年単位で計画が策定され続けており、第14次は令和5年度から令和9年度までの5年間となっています。

当署ではこの計画に基づいて第14次労働災害防止推進計画を策定し、産業全体、重点業種及び特定対象別に目標及び対策を立てました。産業全体の目標として、この5年間で死亡災害ゼロ、令和4年に227名だった休業4日以上の死傷者数の5%減を掲げています。

さて、その目標に対する当署管内の労働災害の現状ですが、残念ながら令和5年12月18日に死亡労働災害(死亡者1人)が発生してしまい、それまで1年以上続いていた死亡災害ゼロが絶たれてしまいました。

休業4日以上の死傷者は令和4年11月末の速報値が195人で、前年比4人減となりましたが、既に積雪期となっており転倒等の冬季労働災害の増加が懸念されます。

中野労働基準監督署では、「労災による死亡者を、悲しみをゼロに」という理想に近づくため、労働災害を少しでも減らし、労働者が安全で健康に働くことができる職場環境の実現に向け、引き続き行政運営に取り組んでまいります。

また、労働災害防止だけでなく、長時間労働の解消をはじめとした働き方改革の推進、労災保険の迅速・公正な給付にも取り組んでまいりますので、引き続きご理解、ご協力をお願い申し上げます。

結びに、皆様にとりまして本年が平穏と安寧に満ちた良い年となりますことをご祈念申し上げます。年頭のご挨拶とさせていただきます。



中野労働基準監督署からのお知らせ 問合せ電話：0269-22-2105

「労働条件通知書」の様式改定

モデル労働条件通知書

電子媒体はこちら



1枚目 (一般労働者用：常用、有期雇用型)

2枚目

労働条件通知書

年 月 日

事業場名称・所在地
使用者職氏名

契約期間 期間の定めなし、期間の定めあり(年 月 日～ 年 月 日)
※以下は、「契約期間」について「期間の定めあり」とした場合に記入
1 契約の更新の有無
[自動的に更新する・更新する場合があります・契約の更新はしない・その他()]
2 契約の更新は次により判断する。
・契約期間満了時の業務量 ・勤務成績、態度 ・能
・会社の経営状況 ・従事している業務の進捗状況

3 更新上限の有無(無・有(更新 回まで/過算契約期間 年まで))
【労働契約法に定める同一の企業との間での過算契約期間が5年を超える有期労働契約の締結の場合】
本契約期間中に会社に対して期間の定めのない労働契約(無期労働契約)の締結の申込みをすること
により、本契約期間の末日の翌日(年 月 日)から、無期労働契約での雇用に転換することができる。
この場合の本契約からの労働条件の変更の有無(無・有(別紙のとおり))

無期転換申込権が発生しない期間：Ⅰ(高度専門)・Ⅱ(定年後の高齢者)
Ⅰ 特定有期業務の開始から完了までの期間(年 月 日) Ⅱ 定年後(年 月 日)から(年 月 日)まで

就業の場所 (雇入れ直後) (変更の範囲)
従事すべき業務の内容 (雇入れ直後) (変更の範囲)
【労働条件明示法による特別の対象者(高度専門)の場合】
開始日： 完了日：

始業・終業の時刻、休憩時間、就業時転換(1)～(5)のうち該当するもの一つに○を付けること。)、所定時間外労働の有無に関する事項
1 始業・終業の時刻等
(1) 始業()
【以下のような労働条件の組み合わせは認められない】
(2) 変形労働時間制の組み合わせ
始業(時)
始業(時)
始業(時)
(3) フレックスタイム制
(4) 事業場外みか
(5) 裁量労働制
○詳細は、就業規則第 条

2 休憩時間()
3 所定時間外労働の有無(有、 無)

休日
・定休日：毎週 曜日、国民の祝日、その他()
・非定休日：週・月当たり 日、その他()
・1年単位の変形労働時間制の場合一年間 日
○詳細は、就業規則第 条～第 条、第 条～第 条

休暇
1 年次有給休暇 6か月継続勤務した場合→ 日
継続勤務6か月以内の年次有給休暇(有・無)
一 か月経過で 日
時間単位年休(有・無)
2 代替休暇(有・無)
3 その他の休暇 有給()
無給()
○詳細は、就業規則第 条～第 条、第 条～第 条

退職に関する事項
その

2024年4月から
労働条件明示のルール
が変わります

詳しくは厚労省や
厚生労働省ホームページ
をご覧ください

労働者全般に関する項目

労働者全般に関する項目

以上のほかは、当社就業規則による。就業規則を確認できる場所や方法()

※労働条件通知書については、労働関係の紛争の未然防止のため、保存しておくことをお勧めします。

詳しい情報や相談先はこちら

- 改正事項の詳細を知りたい → 厚生労働省ウェブサイト ①
- 無期転換の取り組み事例や参考となる資料がほしい → 無期転換ポータルサイト ②
- 今回の制度改正や労働条件明示、労働契約に関する民事上の紛争について → 都道府県労働局/監督課、雇用環境・均等部(室)、全国の労働基準監督署 ③



労働契約の締結・更新のタイミングの労働条件明示事項が追加されます	
明示のタイミング	新しく追加される明示事項
全ての労働契約の締結時と 有期労働契約の更新時	1. 就業場所・業務の変更の範囲
有期労働契約の 締結時と更新時	2. 更新上限(通算契約期間または更新回数の上限)の有無と内容 併せて、最初の労働契約の締結より後に更新上限を新設・短縮する場合は、その理由を労働者に あらかじめ説明 することが必要になります。
無期転換ルール※に基づく 無期転換申込権が発生する 契約の更新時	3. 無期転換申込機会 4. 無期転換後の労働条件 併せて、無期転換後の労働条件を決定するに当たって、就業の実態に応じて、正社員等とのバランスを考慮した事項について、有期契約労働者に説明するよう努めなければならないこととなります。
※ 同一の使用人との間で、有期労働契約が通算5年を超えるときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約(無期労働契約)に転換する制度です。	

トラックでの荷役作業時における安全対策が強化されます

2
テールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業への特別教育が義務化されます

R6.2.1
施行

荷を積み卸す作業におけるテールゲートリフターの操作*の業務を行う労働者に対し、以下の科目、時間について特別教育を実施する必要があります。また、特別教育を行ったときは、事業者において受講者、科目等の記録を作成し、3年間保存する必要があります。

*「テールゲートリフターの操作」には、稼働スイッチの操作のほか、キャストーストッパー等を操作すること、昇降板の展開や格納の操作を行うこと等が含まれます。

	科目	範囲	時間
学科教育	テールゲートリフターに関する知識	・テールゲートリフターの種類、構造及び取扱い方法 ・テールゲートリフターの点検及び整備の方法	1.5時間
	テールゲートリフターによる作業に関する知識	・荷の種類及び取扱い方法 ・台車の種類、構造及び取扱い方法 ・保護具の着用 ・災害防止	2時間
	関係法令	・労働安全衛生法令中の関係条項	0.5時間
実技教育	・テールゲートリフターの操作の方法		2時間

【一部省略できる者】

① 施行の日時点において6月以上の業務従事歴を有する者は以下の時間とすることができます。
 テールゲートリフターに関する知識⇒45分以上で可 テールゲートリフターによる作業に関する知識⇒省略不可
 関係法令⇒省略不可 テールゲートリフターの操作の方法⇒1時間以上で可

② 「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく教育を実施した者は以下のとおり省略できます。
 テールゲートリフターに関する知識⇒省略可 テールゲートリフターによる作業に関する知識⇒省略可
 関係法令⇒省略不可 テールゲートリフターの操作の方法⇒省略不可

③ 陸上貨物運送事業労働災害防止協会による「ロールボックスパレット及びテールゲートリフター等による荷役作業安全講習会」を受講した者は以下のとおり省略できます。
 テールゲートリフターに関する知識⇒省略不可 テールゲートリフターによる作業に関する知識⇒省略可
 関係法令⇒省略不可 テールゲートリフターの操作の方法⇒省略不可

※その他詳細については最寄りの労働基準監督署までお問い合わせください。

